

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成26年10月10日に不適合管理委員会で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 3 件

| NO. | 号機等         | 不適合件名  | グレード  | 備考 |
|-----|-------------|--|-------|----|
| 1   | 1号機         | 燃料プール冷却浄化系ろ過脱塩器(B)出口フィルター差圧計において、ダウンスケール(指示値の目盛板下限値未満)であることが認められたため、当該差圧計を点検・修理。                                       | G III |    |
| 2   | 4号機         | 原子炉補機冷却系第2中間ループ熱交換器(B)冷却管渦流探傷検査において、冷却管減肉率に管理値外れ(5本)が認められたため、当該冷却管を交換。   | G III |    |
| 3   | 1・2号廃棄物処理設備 | 起動変圧器(1SA)点検停止に関わる関連電源停止時において、本来実施すべき処置(仮設電源の布設)を失念したことにより加熱蒸気戻り系凝縮水移送ポンプ(A)及び(B)の制御電源が喪失し、起動できないことが認められたため、原因調査・対策検討。 | G II  |    |